

政策立案常任委員会を設け

議会改革・活性化を加速

(長野県小布施町)

〈概要〉

小布施町議会は、平成19年4月30日から平成23年4月29日まで議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化のための研究を重ねてきた。

①政策立案特別委員会の設置

②一般質問の対面による一問一答方式(平成21年6月定例会)

③議会基本条例策定における調査、研究

通年議会の導入

通年議会導入については、議会運営委員会に付託し、委員会や全員協議

会で議論を重ね、平成22年3月から全国6番目の早さで「通年議会」を導入した。この通年議会をはじめとして、全国的にも珍しい「政策立案」など4つの常任委員会を設け議会改革を加速させている。

政策立案常任委員会



〈所見〉
本町議会では平成27年

・要望事項を委員会で議論し、議会運営委員会に諮り町長に提出する。返答は12月中にもらひ予算に反映できるものは反映される。

・委員会運営は7名の委員のほか、委員外議員7名も参加して議員間討議

加を得て、議会本来の機能を果たしていくという視点に立った改革が必要である。

このような改革を行う議会、活力ある議会活動を目指し議会の活性化に取り組んでいます。

・良いと思うことは率先して取り組み、問題課題があればその都度改善等を行うことで進めてきており。町民にとって何が良いことなのかをまず実践していくことが重要である。

地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっています。議会の議員をそれぞれ執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有している。

議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が、地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で議論することにより、より一層行政サービスの向上を図ることができる。

調査をもとに小布施町が実践している事項について、実行できるものは、確実に実践、実行していくため、今後、引き続き議会活性化の議論を深めいく必要がある。